

第22期第27回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月20日(水) 14時00分から15時5分まで
- 2 開催場所 高知市本町1丁目6-21 高知県水産会館 4階 会議室
- 3 出席委員 木下清、澳本健也、問可柁善、小笠原利幸、畠中悠、浦尻和伸、
蔭山純由、中澤芳江、石田実、川竹佳子、益本俊郎(計11名)
- 欠席委員 前田嘉広
- 署名委員 浦尻和伸、益本俊郎
- 県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
水産試験場増養殖環境課 梶課長、池部主任研究員
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、占部主幹、坂本主事
- 4 審議事項
 - 第1号議案 令和6管理年度における漁獲可能量(まあじ、まいわし及びさんま)の設定について
 - 第2号議案 さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について
 - 第3号議案 もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について
 - 第4号議案 浦ノ内におけるあさりの採捕に係る委員会指示について
- 5 報告事項
「WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)第20回年次会合」の結果について
- 6 議事内容

飯田事務局長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第26回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

まず、会に先立ちまして、前回の委員会の第3号議案の「高知県海面におけるうみがめの採捕に係る委員会指示について」で、石田委員から、ウミガメの採捕実績が少なくなっている理由について質問がございました。議事の前にこちらについて事務局からご説明させていただきます。

まず、県内のいくつかの大型定置網に聞き取りをしたところ、定置網で混獲されるウミガメの数自体が減っていること、また、現在は以前のようにウミガメを食べる方も少なくなりまして、水族館に提供する程度になっているとのことでした。

また、ウミガメの研究者の方にお問い合わせしましたところ、高知県海域へのアカウミガメの上陸数、来遊量にリンクするものですが、減少のトレンドにあるとのことでした。来遊数は黒潮流軸の接岸距離が関係している可能性があって、黒潮大蛇行が影響を及ぼしているという風に推測されるとのことでした。また、推測の域はでないものの地球温暖化による主分布域の北上も懸念され、地球温暖化によりまして複合的な要因が高知県沿岸域への来遊の減少を引き起こしている可能性もあるということでした。

以上がウミガメの採捕実績が減少している要因となります。よろしいでしょうか。

石田委員

はい。大変よくわかりました。ありがとうございます。

飯田事務局長

それでは、本日の会議ですが、委員定数 15 名の内、出席委員は 11 名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第 4 条により会が成立していることをご報告いたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、はじめに水産振興部副部長さんから、ごあいさつをお願いします。

西山副部長

みなさん、こんにちは。副部長の西山でございます。本来でございましたら、部長の松村がごあいさつを申し上げるところでございますが、12 月県議会の真っ最中のため出席がかないませんでしたので、代わりに私から委員会の開催のあいさつをさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、年末のお忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、年末を迎えるにあたりまして、この 1 年間の本委員会におきまして、本県水産業の振興と漁業秩序の安定に向けた議論に尽くしていただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、議案が 4 件と報告事項 1 件でございます。

第 1 号議案の「令和 6 管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし及びさんま）の設定について」は、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまに関して、来年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの漁獲可能量（TAC）をお諮りするものでございます。

第 2 号議案の「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、さんご漁業の許可の有効期間が令和 5 年 2 月末をもって満了することから、許可又は起業の認可を申請すべき期間等を定めるためにご意見をお伺いするものでございます。

第 3 号議案の「もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、もじゃこ漁業の許可にあたり、現行の制限措置の漁業者の数よりも多い申請の希望があるため、制限措置に記載している漁業者の数の変更についてお諮りするものでございます。

第 4 号議案の「浦ノ内におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、浦ノ内湾の天皇洲付近の「あさり」の採捕禁止に関する委員会指示の有効期間が、来年 3 月 31 日までとなっておりますので、さらに 1 年

間継続することについて、お諮りするものでございます。

報告事項の「WCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）第20回年次会合」の結果については、さる12月5日から12月9日までクック諸島の方で開催されましたWCPFCの会議の結果の概要について既に報道等でご承知の方もいると思いますが、委員会事務局としてご報告するものでございます。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願ひします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、前田委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、浦尻委員と、益本委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「令和6管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし及びさんま）の設定について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第1号議案「令和6管理年度における漁獲可能量の設定について」ご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5高漁管第910号。高知海区漁業調整委員会様。漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日まで）における漁獲可能量を定めるため、同条第2項の規定により諮問します。令和5年12月14日。高知県知事 濱田省司。

まず、皆様のお手元にある資料について説明します。1ページが諮問文、2ページが告示案、3ページがTAC制度についての説明、4ページが国からの通知文で、5～7ページが参考資料となっています。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。

ここでは、TAC制度についてご説明いたします。TAC制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに、くろまぐろの8魚種となっています。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。まず、資料の左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料の右側「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割り当てられた数量を、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで国に申請し、承認を経て、漁獲可能量が決定します。

続いて、資料4ページをお願いいたします。

今回は、国からの通知に基づき、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについて、令和6管理年度の漁獲可能量を設定するものです。漁獲可能量については、近年の漁獲実績割合を目安として国から割り当てられたもので、当県においては「現行水準」として設定されています。前年管理年度も同様な設定となっています。

また、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについては、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります、その目安数量は表の右側に示しているとなります。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料2ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、まあじ、まいわし太平洋系群及びさんまについて、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報に告示することとします。

また、資料5～7ページに、本県及び全国でのまあじ、まいわし、さんまの漁獲量をまとめたものを付けておりますので、お時間のあるときにご覧下さい。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下委員

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案、「令和6管理年度における漁獲可能量（まあじ、まいわし及びさんま）の設定について」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長

続きまして、第2号議案「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

それでは、第2号議案「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」説明いたします。資料2の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5高漁管第911号。高知海区漁業調整委員会様。高知県漁業調整規則第4条第1項第3号に掲げるさんご漁業の制限措置等を一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年12月14日。高知県知事濱田省司。

今回お測りする内容は、令和5年2月末に有効期限を迎えるさんご漁業の許可更新に伴い、制限措置の内容を一部変更するものです。

それでは、資料3ページをお願いします。こちらは、さんご漁業の制限措置等の新旧対照表です。資料の右側が現行の制限措置、左側が新案となっております。

まず、表中の漁業者の数をご覧下さい。この表において、操業区域1は室戸岬周辺海域を、操業区域2は足摺岬周辺海域のことを示しています。

今回は、操業区域2の足摺岬周辺海域において、2件廃業があることから、漁業者の数を資料右側の「174」から、資料左側の「172」に変更します。

また、表の下の3 許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、こちらにつきましては、「令和5年1月10日から同月25日まで」から、「令和5年12月25日から令和6年1月19日まで」に変更します。

ただいま説明しました変更点は、資料2ページの案のとおり告示します。

4～5ページには現行の制限措置、6～7ページには東部西部の操業区域図を添付しております。

なお、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

澳本副会長

足摺海区は2件廃業がでたということですよ。あと申請する期間は小今月の25日から来月の19日までということで、室戸で元吉良川町漁協の方が何人か許可を持っていたと思いますが、その方の申請について副申書なりいると思いますが、まだ漁協がない方に関してケアできるのかという点を聞きたい。

木村次長

吉良川町漁協の元組合員の方の対応についてですが、基本的には県から許可を受けた個人の方に対して通知して申請をあげられるような形にしております。現行で許可を受けている者が更新する際には特段副申書がなくてもできる形になっています。新規に参入する場合には、芸東サンゴ船主組合の副申書があれば優先順位があがることはありますが、今回副申書がないということで許可できないということはありません。ただ、個人が申請してきますので、更新が滞らないように県の方でもしっかり対応していきたいと思います。

澳本副会長

ケアをきっちりしていただければと思います。

浦尻委員

今回、西部の方で廃業があつて西部で172になって、全体で333になった。実際は335あつた。来年申請があつた場合は、333でいくのか、335でいくのか。

木村チーフ

333になります。

浦尻委員

増やさないということですね。

それからさんご漁業は順位制があつたけど、そこは変わっていないのか。例えば私が東の漁師に雇われて操業していた場合に、さんご漁師になりたいと手をあげた場合、優先順位が私にくるけれども、その時反社の関係者が来て揉めたことがあつたけれども、今までどおりですか。

木村チーフ

ルールは今までどおりで、一人辞める場合に新規に数名上がってきた場合の優先順位付けというのは許可の基準を作っておりまして、その中で審査されて優先順位の高い者に許可されるという仕組みです。また、暴力団関係者は県警に照会をかけて、その者ははじける形をとっております。

木下会長

他にございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第2号議案、「さんご漁業に関する制限措置等の一部変更について」は、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長 ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

木下会長 続きますので、第3号議案、「もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

坂本主事 それでは、第3号議案「もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更について」説明いたします。資料3の1ページをお願いします。はじめに、諮問文を朗読します。

5高漁管第912号高知海区漁業調整委員会様。漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業及び高知県漁業調整規則第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業の制限措置等の一部変更したいので、同規則第11条第3項の規定により諮問します。令和5年12月14日。高知県知事 濱田省司。

ここからは座って説明させていただきます。

第3号議案でお測りする内容は、3月から操業が始まるもじゃこ漁業の許可申請者数の変更に伴い、制限措置を一部変更するものです。

それでは、資料3ページをお願いします。こちらは、中型まき網漁業及びもじゃこ漁業の制限措置の新旧対照表です。

2もじゃこ漁業の(1)表中下線部をご覧ください。下線部はもじゃこ機船船びき網漁業の漁業者の数となっております。右側の現行制限措置では「31」と定めておりますが、今回、室戸岬地区から1名新規の希望がありましたので、左側新案のとおり「32」へ変更を行います。

ただいまの変更点は、資料2ページの案とお知らせします。

4～5ページに現行制限措置、7ページに令和5年度のもじゃこ漁業許可件数の一覧を参考に添付しております。

なお、こちらにつきましても、内容変更を伴わない軽微な修正等があった場合は、事務局に一任いただければと思います。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長 ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第3号議案「もじゃこ漁業に関する制限措置等の一部変更については、原案のとおり適当とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第4号議案、「浦ノ内におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。

坂本主事

それでは、第4号議案「浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」説明いたします。

当該委員会指示は、資源量が著しく減少している浦ノ内湾のあさりについて、資源を回復させるため、平成24年から毎年指示を行っているものです。現在、採捕については承認制となっております。

今回お諮りする内容は、令和6年3月31日をもって期間満了を迎える当該委員会指示について、新たに指示を発動しようとするものです。

まず初めに、水産試験場増養殖環境課池部主任研究員からあさりの資源状況について説明させていただきます。

それでは、お願いします。

池部主任研究員

水産試験場の池部です。天皇州におけるアサリの現存量調査について説明します。資料の最後のページがアサリの現存量調査となっておりますのでご覧ください。

まず、1に示す本調査の目的は、アサリの食害防止のために天皇州に設置した被せ網の下に生息するアサリの現存量の推移等を把握することです。なお、被せ網の設置状況と設置した年については、資料一番下の左、図1にお示ししたとおりです。

次に、2の令和5年度アサリ現存量調査の方法について説明します。

まず、両括弧1ですが、被せ網の敷設エリアを、資料左下の図1にお示ししましたように、東、西1及び西2の3つに区分し、各エリアからそれぞれ12、15及び2枚の被せ網を調査対象として抽出しました。

次に、調査対象の各網の下の砂を、内径108mmの筒状サンプラーで深さ10cmまで採取する、というサンプリングをひと網につき13回行いました。

次に3番目として、採取したサンプルからアサリを選り分け、調査対象

の網ごとの総重量を測定しました。

次に、アサリの個体別の殻長を測定し、殻長から重量へ換算する数式を用いて個体別重量を算出しました。

さらに、事前にドローンで撮影しておいた天皇州の画像から、砂に埋没した被せ網の面積を概算しました。

といたしますのは、砂で埋没した部分ではアサリが増殖できないので、埋没面積を除外して現存量を算出する必要があるからです。

最終的に、(3)で得られた総重量と、(5)で得られた被せ網の面積から総現存量を、さらに(4)で得られた個体別の殻長と重量から、一般的な漁獲対象サイズである殻長3 cm以上の現存量を推定しました。

次に、3の結果と考察について説明します。

表1には調査結果の詳細を示しています。各エリアの現存量の合計は表の右下にあるように17トン、うち殻長3 cm以上は16トンとなりました。

過去5年間の現存量の推移を右下の図2に示しました。図中で一番上にある白丸で示した合計現存量は2022年の124トンをピークに減少傾向を示しており、特に2022年から今年にかけては63トンから17トンまで、46トン減少しました。

減少の要因として、今年各エリアの被せ網が、東は約20%、西1は約50%及び西2は約90%の面積が砂に埋没しており、この埋没面積の増加が考えられます。

また、2022年の秋と2023年の春には、二枚貝をへい死させる赤潮プランクトンである、ヘテロカプサ・サーキュラリスカーマが高密度に増殖しており、これによるへい死もあったものと推定されます。以上で、説明を終わります。

坂本主事

それでは、事務局から浦ノ内湾におけるあさりの採捕に係る委員会指示について説明します。

まず、資料1ページをお願いします。

こちらは今回発動しようとする委員会指示案です。昨年からの変更点は3ページ新旧対照表にて説明します。表の右側が現行の指示、左側が新しい指示になっております。

変更箇所は下線部記載の指示番号、指示日、告示日、有効期間です。指示の内容については、昨年から変更ありません。

また、4ページの区域、5ページから13ページの取扱要領案についても日付、指示番号以外に変更箇所はありません。

承認の審査についてですが、浦ノ内のあさりについては、かつて多くの県民が潮干狩りを楽しむなど、非常に身近な存在であり、県民の皆様の関心も高い中、平成24年以降委員会指示によりその採捕を禁止しているこ

とを踏まえ、承認に当たっては、取り組みの実施者等に委員会で説明していただいたうえで、資源への影響や公益上の支障、地域活性化や交流人口の拡大なども複数の観点から委員会で審議、承認の可否について決定していただくこととしています。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

水産試験場に教えていただきたいです。被せ網が被っていないところは、あさが生き残れないということは実験的にも検証されているのでしょうか。

梶課長

水産試験場増養殖環境課長の梶と申します。過去に行いました調査から被せ網がない状態、ただの砂地の状態ですと、今現在の状況ですとあさが着底しても、ある程度の大きさになるとへだい等に被害されてしまいで、いなくなってしまうということが確認されています。そこで被せ網を被せて保護をするという取組がなされております。なお、私どもの方で、被せ網の下の調査を行うとともに、被せ網以外の区域でも継続して状況が変わっていないのかという定点調査を行っていますが、やはり依然として被せ網を行っていないところの定点ではある程度の稚貝がでてきても、ある程度の大きさになると、食べられてしまうという状況が今も続いています。

石田委員

ありがとうございます。事務局にお伺いします。

被せ網は砂に埋もれた場合に復元するようなことを行っているのでしょうか。大変な作業なので埋もれたままにしてしまっているのでしょうか。

西山副部長

実際にかかなりの部分が埋もれている区域がございまして、そこはあさりの増殖には不向きなところとなっています。現在、地元の活動組織がマンパワーの限界もありまして、数100枚の網のすべてをこれから管理できるかという難しいということになっていまして、今後数年をかけて被せ網の数を絞っていくということを考えておりまして、市役所も交えて議論しております。

その過程で埋もれているところは、潮流の関係で埋もれる条件にあるという風に判断されますので、基本的には被せ網の対象としない、撤去するとすればここを優先的に撤去するところになるのであろうと考えていますが、埋もれば埋もれるほど撤去が難しくなってきますので、そこは一

定急いでやらなければいけないと思いますし、もし、土木工事並みの施工が必要であれば、県としても市と協議して考慮していかねばならないと考えております。いずれにしましてもこのままで放っておいていいものでいいとは判断しておりませんので、何らかの結論を出すよう議論しているところでございます。

木下会長

ほかにございませんか。

浦尻委員

あさりについて、わからないところがあって聞きたいんですけど、宿毛湾でも子供たちが結構潮干狩りした経過がありますが、ちぬやえいが増えて、今はいないです。浦ノ内湾の被せ網の関係は、あさを獲るのは、船を使わずに、渡ってしじみみたいに獲るのか。

西山副部長

現在、漁業としては存在しておりません。一番盛んであった昭和から平成にかけての漁業としましては、ステンレスの網を張ったじょれんで直接海にどぶって曳く、また、船の上から長い竿をそれに装着したいいわゆる手動のマンガン曳きという形で獲っていました。

浦尻委員

ちゃんばら貝をえいは食べるか。

梶課長

ちゃんばら貝、いわゆるまがきがいですが、こちらにつきましては、食害調査等をうちでは残念ながらやっております。我々の方で調べたのは、あさりの食害に関して、直接的に水中カメラを沈めたところ、ひょうだい、いわゆるへだい、これがちぬより効率的にあさを食べるということが明らかになり、浦ノ内湾ではあかえいやくろだいまさることながら、一番の捕食者はへだい、ひょうだいであるということがわかっているんですけども、ちゃんばらにつきましては、おそらくの食害種としての魚類はいると思うんですけどもそれが何かということは、今、我々持ち合わせていません。

木下会長

他にございませんか。

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第4号議案、「浦ノ内におけるあさりの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり委員会指示を発動するというところで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との発言あり)

木下会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案のとおり委員会指示を発動します。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。「WCPFC（中西部太平洋まぐろ墨委員会）第20回年次会合」の結果について事務局の説明を求めます。

占部主幹

それでは、報告事項、くろまぐろ（大型魚及び小型魚）に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領に基づく融通についてご説明いたします。

それでは、資料4の1ページ目をお願いします。

今回は、くろまぐろ（大型魚及び小型魚）に係る令和5管理年度の高知県内融通取扱要領によって、大型魚の漁船漁業から同じく大型魚の定置漁業へ、漁獲可能量が0.379トン譲渡されたことをご報告します。これによって、令和5管理年度における漁船漁業による大型魚の漁獲可能量は2.821トン、定置漁業による大型魚の漁獲可能量は15.579トンとなりました。なお、小型魚においては、今回は条件を満たさなかったことから、融通なしとなっております。

今回の融通は、資料の3ページの取扱要領に基づいて、資料の2ページのとおり計算しております。今回が初めての取扱いですので、簡単にご説明させていただきます。資料の2ページの表中右側にある「大型魚」でご説明します。

まず、1行目には、8月末時点における7月から9月までの知事管理漁獲可能量を、2行目には、漁獲量を記載しております。定置漁業においては、6月の時点で令和5管理年度全体の漁獲可能量を超過して漁獲してしまっていることから、令和5管理年度全体の数量を記載しております。3行目には、漁獲可能量から漁獲量を差し引いた残数量を、4行目には漁獲可能量の利用率を記載しております。その結果、残数量の大きい漁法（A）は漁船漁業、他方の漁法（B）は定置漁業となりました。

資料の3ページの取扱要領にあるとおり、（A）の利用率は7割に満たず、（B）の利用率は7割を超えていることから、（A）の残数量0.758トンの半数である0.379トンを（B）へ譲渡することとなりました。

なお、定置漁業は今回の融通で漁獲可能量を譲り受けましたが、譲り受けた数量を足した知事管理漁獲可能量15.579トンを上回る16.586トンを漁獲しているため、採捕停止命令は継続しております。

なお、くろまぐろの資源管理方法に関しましては、昨年度の関係者協議の結果を踏まえ、今年度から漁業種類別、四半期ごとで管理する変更を行っておりますが、来年度以降の管理方法につきましても現在、各漁協、定置組合に意見を照会しているところです。変更の要望がありましたら、昨年度と同じく関係漁業者で協議を行い、漁業者間で合意が取れましたら、

漁業管理部会で検討していただき、変更手続きを進めるという、昨年と同じ手続きで検討を行いたいと考えていますのでよろしくお願いします。以上で事務局からの説明を終わります。

木下会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻委員

県内のマグロは止まっているでしょう。日本全国見渡したときに、漁がなくて余っているところも実際はあると思う。そういったときに、高知県の漁民は止まって漁獲はできないが、よその県は余っていると思うけど、そういうところに県としてチャレンジする、融通してもらえませんかということできないか。言い方悪いけど最近薄い感じがするがどうか。

木村次長

定期的に国から要望調査がきておまして、その際には要望できる数量マックスを要望しておりますが、各県からの要望が多い中、高知県に配分されない状況です。機会があれば高知県の方にもってこれるように要望しておるという状況です。

浦尻委員

それは、水産庁を経由しないとできないのか。例えば高知県から長崎に連絡し、それであれば長崎から高知県に回すよという県同士のやりとりはできないのか。前やりよったと思うけれども。

木村次長

各県とのやりとりもできますけれども、こちらは欲しいだけで出すものがございませんので、なかなか交渉が成立しない。例えば、大型魚を渡すので小型魚をくださいというのであれば、交渉が成立する場合もあると思いますが、高知県の場合、定置でいうと小型魚も大型魚も止まっている状況で、余っている漁獲枠がない状況で、もらうだけというのが難しい状況です。

浦尻委員

過去にもらうだけしたことがあるやろう。

浜渦委員

昨年度は漁獲枠を一定超えた分があったが、年度末に北海道から一定譲り受けて飛び越えた分を埋められたということで、結果的には漁獲枠をもらえたということではありますが、基本的にはルールが決まっております。水産庁が年何回か照会をかけて、譲り受けをもらいたい県、譲りたい県のお見合いが成立したら融通するという形でやっております。去年は北海道からいただいたということで、一定努力はしていますので、よろしくお願いします。

浦尻委員	<p>太平洋くろまぐろの各国の漁獲高があがってくる中で、日本にプラスアルファがくる。それを水産庁が分ける。プラスアルファが来た時に高知県はいつも止まっているが、止まっていないよその県にも分配される。</p> <p>高知県はできるだけもらえるように段取りし、努力するのか。データ的にみて長崎は余っている部分があると思うが、キャッチボールできるよう、年度末までに余る何トンくれませんかとかそういう営業というか、電話じゃなくて、長崎に行くなどして努力をしてもらいたい。</p>
浜渦課長	<p>そういった形で機会があれば努力させてもらいますが、配分のルールがきっちり決められておりまして、今年他県に譲り渡している場合は、そういったメリットが付加されるということでもありますので、やはりもらうだけというのを主張してもなかなか通らないというルールになっております。それはそれとして努力は続けていきたいと思えます。</p>
浦尻委員	<p>頼みます。12月中は全部ストップしているでしょう。</p>
木村次長	<p>定置の大型魚と小型魚、漁船漁業の大型魚がストップしてしまっていて、漁船漁業の小型魚はまだ止まっていません。</p>
澳本副会長	<p>水産庁から来年度の高知県の枠がどれくらいになるかというのはまだ来ていないか。</p>
木村次長	<p>来年度令和6年度の当初配分の予定がきておりまして、小型魚は昨年と同じで、75.5トン、大型魚は16.8トンということで0.1トン増加しております。</p>
澳本副部長	<p>水産庁の配分の基準は、多分過去の水揚実績とかを踏まえてやっているのだろうけど、高知県はここ最近釣れなくなって、もし釣っていたら過去の実績を上回ると思うが、過去の実績を基準に決められると、高知県としても不利になるのではないか。水産庁の基準を見直してもらわなければいけないと思う。</p>
西山副部長	<p>TAC制度が始まったときに参考にした過去3年の水揚実績、該当年を見ますと、高知県は全国的の中でかなり獲っていた3年間が偶然採用されていまして、かなり有利な数値となっていると当時は判断しておりました。その後、運用の中で漁獲量が上下してどうなっているかというのは分析していませんが、基本的に枠を超えて獲りすぎるとペナルティーとして翌年度以降を減らされるというルールでなっていますので、大きく枠を超</p>

えて漁獲実績があがったとして有利になる仕組みとはなっていないと考えておりますので、制度が導入された年の3年間が非常に有利な数値が採用されていますので、私どもはこれを水産庁に積極的に見直しをしてくれということと言わない方がいいのではないかと判断しております。

畠中委員

水産庁の件やと思いますが、韓国では2021年まで大型魚の漁獲枠がなかったということですが、現在はできているんですか。制限措置をするのであればこの国も制限するべきだと思います。それを水産庁に要望してはどうでしょうか。日本だけ制限しても、外国で制限しなかったら意味がない。

浜渦課長

韓国については、振替の数量が40%に拡大されたということですので、韓国も小型魚を原資として差し出して大型魚に振り替えるということになりますので、トータルとして国の操業実態に合わせた形で、上限はこれくらいできる。日本においてもアップの30%を振り替えることがどうなのかということも国としても各県の要望を聞いてから判断したいということになっておりますので、基本的に韓国が有利になったということではないと考えています。

畠中委員

よく理解ができませんが、県が水産庁に要望して課長が言ったとおりに決定しているのですか。

浜渦課長

今回決定された振替の上限を上げるというのは、高知県から上げた要望した内容ではございません。たぶん、まき網などの業界から上げたものと思われる。

畠中委員

よく理解できませんが、日本だけが、特に高知県のようにまじめにやっているところだけが損をしていると判断できますが、これは国際的な問題ですから、太平洋のまぐろについては、世界各国が相当の制限措置をするのが妥当だと思います。

浜渦課長

韓国の件につきましては、我々も詳しい情報を持っておりませんので、いきさつや経緯についてまた確認させていただき、ご報告させていただきたいと思っております。ただ、ここに書いているのは、小型魚を減らして大型魚に振り替える。この上限が韓国で違いがある。そういうことでございます。

西山副部長

そもそもこの制度が始まったときから、特定の年度からの漁獲量を大型

魚は増やさない、小型魚は半減させるという基本的ルールは加盟国は全て同じです。特定の国が優遇されているという内容には、そもそもなってご
ざいません。今回は、課長が申し上げたように韓国は漁獲枠がなかったの
で、振り替え自体ができないでしょうということで、特例として、これま
では小型魚を差し出せば 25%まで大型魚の枠に振替ができるというもの
です。加盟国全体が 10%から 30%に上げられたことで、韓国も 25 から 40
に上げられたということです。特段韓国だけに有利になっているとは理解
できないところです。

澳本副会長

小型魚から大型魚の振替は、各県が水産庁に要望を出して、各県の要望
を聞いて、国で枠が決まるのか。高知県であれば小型魚を 20 トン差し出
して、大型魚をくださいということは、県で判断できるわけではなく、国
で判断するということがいいんですね。

木村次長

国が要領を作りまして、それに基づいて要望していく訳ですが、今のと
ころ国としては、全国的に小型魚が逼迫しておりますので、上限の 30%の
要望は上がってこないだろうという想定で、各県から上がってきた要望は
ほぼ振り替えられるであろう考えです。本県につきましても、小型魚は逼
迫しているので調整が整うのは難しいという感覚でおります。

澳本副会長

国際的な決まりで仕方ないかもしれないが、まき網の F A D s の影響が
非常に大きいと思う。めばちの禁止期間が短くなった。F A D s は大型魚
でなく、小型魚が結構集まると思う。これをやられると資源に負荷がかか
るので、本当に考えないといけない。何かおかしい気がする。

西山副部長

今回 F A D s の規制がめばちのところで議論されていますけれども、め
ばち対象としてもかつおもきはだも集まりますので、特に近海かつお船の
皆様は危惧されているところでございます。それからかつおを対象とした
F A D s についても確か数年前に規制緩和されたところで、2023 年を目
処にこの規制を見直すという議論をされておりますが、今回その議論は見
送られております。

私どもも F A D s の影響は大きいと考えていますので、これを各国の思
惑があるところですが、一方的に規制緩和されるのは承服しがたいという
ことで、毎年の水産庁に対しての要望について F A D s の件も要望してお
りますので、業界からもお力添えをいただければと思います。

益本委員

今の件に関して、そのような働きかけをするのであれば、いろいろな研
究機関にも働きかけて、科学的な知見をもとに要望した方がいいと思いま

すので、そちらの方もよろしく申し上げます。

西山副部長

かつお資源につきましては、回遊経路が非常に問題となると思いますので、南方の資源が日本近海への来遊に大きく影響しているという我々の主張を裏付けていただくためにも、国の研究機関では標識放流をしていただき、回遊経路の確認等に鋭意取り組んでいただいているところで、ご指摘のとおりまぐろに関してもかつおと同様、研究機関の協力も最大限依頼していきたいと思えます。

木下会長

他にございませんか。

ないようでございますので、報告事項について終わります。以上で第27回高知海区漁業調整委員会を閉会します。

本書は、第22期第27回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清

議事録署名委員 浦尻和伸

議事録署名委員 益本俊郎
